

西伯町・会見町合併協議会 第5回会議

日時：平成15年5月19日(月) 13:30～16:00

場所：会見町役場2階会議室

1. 開会
 2. 会長あいさつ
 3. 新委員の紹介
 4. 議事録署名委員の指名
-
5. 協議事項
 - (1) 平成14年度合併協議会予算の専決について
 - (2) 平成14年度合併協議会決算について
 - (3) 新町の事務所の位置について
 - (4) 慣行の取り扱いについて
 6. 提案事項
 - (1) 議会の事務の取り扱いについて
 - (2) 地籍調査事務の取り扱いについて
 - (3) 新町の名称の決定方法について
 7. 報告事項
 - (1) 新町の名称の応募状況について
 8. 今後の協議会開催日程について
 - ・第6回会議 日時：平成15年6月5日(木) 13:30～16:00
場所：西伯町役場2階大会議室
 - ・第7回会議 日時：平成15年7月3日(木) 13:30～16:00
場所：会見町役場3階会議室
 9. その他
 - ・まちづくり委員会の開催状況について
 10. 副会長あいさつ
 11. 閉会

議案 第1号

平成14年度 西伯町・会見町合併協議会補正予算の専決について

平成14年度西伯町・会見町合併協議会の補正予算を西伯町・会見町合併協議会規約第17条の規定に基づき西伯町の例により別添のとおり専決したので、報告して承認を求める。

平成15年5月19日

提出

西伯町・会見町合併協議会

会 長 坂 本 昭 文

平成 14 年度西伯町・会見町合併協議会会計補正予算書(第 1 号)

平成 14 年度西伯町・会見町合併協議会会計補正予算書(第 1 号)

平成 14 年度西伯町・会見町合併協議会会計補正予算書(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 , 3 9 2 千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 3 , 6 0 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 1 5 年 3 月 3 1 日 専決

西伯町・会見町合併協議会会長 坂 本 昭 文

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.負担金		9,000	5,392	3,608
	1.負担金	9,000	5,392	3,608
歳入合計		9,001	5,392	3,608

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.運営費		5,543	2,434	3,109
	1.会議費	1,718	1,094	624
	2.事務費	3,825	1,340	2,485
2.事業費		3,234	2,734	500
	1.事業推進費	3,234	2,734	500
3.予備費		224	224	0
	1.予備費	224	224	0
歳出合計		9,001	5,392	3,609

予算に関する説明書

歳入歳出補正事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1.負担金	9,000	5,392	3,608
歳入合計	9,001	5,392	3,609

歳出

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1.運営費	5,543	2,434	3,109				2,434
2.事業費	3,234	2,734	500				2,734
3.予備費	224	224	0				224
歳出合計	9,001	5,392	3,609				5,392

1. 歳入

(款) 1. 負担金

(項) 1. 負担金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 負担金	9,000	5,392	3,608	1 合併協議会負担金	5,392	1. 西伯町合併協議会負担 2,696 2. 会見町合併協議会負担 2,696
計	9,000	5,392	3,608		5,392	
歳入合計	9,001	5,392	3,609			

2. 歳出

(款) 1. 運営費

(項) 1. 会議費

(単位 : 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般 財源	区分	金額	
				国・県 支出金	地方債	その他				
1. 会議費	1,718	1,094	624	0	0	0	1,094	1 報酬	270	1 協議会委員 65 2 小委員会 195 3 監査員 10
								8 報償費	2	8 報償費 視察先土産等 2
								9 旅費	727	2 特別旅費 特別旅費 727
								13 委託料	85	2 物件費 会議録作成委託料 85
								14 使用料及び 賃借料	10	14 使用料及び賃借料 10
計	1,718	1,094	624	0	0	0	1,094		1,094	

(款) 1. 運営費

(項) 2. 事務費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国・県 支出金	地方債	その他				
1 事務費	3,825	1,340	2,485	0	0	0	1,340	9 旅費	114	1 普通旅費 普通旅費 23 2 特別旅費 特別旅費一般管理費 91
								11 需要費	46	3 印刷製本費 印刷製本費 28 4 燃料費 燃料費 18
								12 役務費	71	1 郵便、電話料 一般 71
								13 委託料	100	2 物件費 保守料 100
								14 使用料及び 賃借料	128	14 使用料及び賃借料 リース料 112 事務所借上料 16
								19 負担金補助 及び交付金	881	2 負担金補助及び交付金 臨時職員賃金等負担金 146 職員超勤分負担金 221

										県職員給与等負担金	514
計	3,825	1,340	2,485	0	0	0	1,340		1,340		

(款) 2. 事業費

(項) 1. 事業推進費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国・県 支出金	地方債	その他				
1 事業推進 費	3,234	2,734	500	0	0	0	2,734	11 需要費	28	1 消耗品費 一般 14 3 印刷製本費 協議会だより他 14
								13 委託費	2,684	2 物件費 合併支援委託料 2,673 HP 作成委託 21 インターネット管理委託 32
								14 使用料及び 賃借料	22	14 使用料及び賃借料 プロバイダー 22
計	3,234	2,734	500	0	0	0	2,734		2,734	

(款) 3. 予備費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国・県 支出金	地方債	その他				
3 予備費	224	224	0	0	0	0	224	1 予備費	224	1 予備費 224
計	224	224	0	0	0	0	224		224	

歳出合計	9,001	5,392					5,392			
------	-------	-------	--	--	--	--	-------	--	--	--

議案 第2号

平成14年度 西伯町・会見町合併協議会決算報告について

平成14年度西伯町・会見町合併協議会の決算を別添のとおり調整したので、西伯町・会見町合併協議会財務規程第8条の規定に基づき認定を求める。

なお、監査委員による監査の結果は、別紙のとおりであった。

平成15年5月19日

提出

西伯町・会見町合併協議会

会 長 坂 本 昭 文

平成 14 年度西伯町・会見町合併協議会会計決算書

平成 14 年度西伯町・会見町合併協議会会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	予算現額と 収入済額の比較
1. 負担金		3,608,000	3,602,498	3,602,498	0	5,502
	1. 負担金	3,608,000	3,602,498	3,602,498	0	5,502
2. 諸収入		1,000	2	2	0	998
	1. 預金利子	1,000	2	2	0	998
		3,609,000	3,602,500	3,602,500	0	6,500

平成 14 年度西伯町・会見町合併子協議会会計歳入歳出決算書

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と 支出済額の比較
1. 運営費		624,000	621,606	2,394	619,212
	1. 会議費	624,000	621,606	2,394	619,212
		2,485,000	2,482,004	2,996	2,479,008
2. 事業費	2. 事務費	2,485,000	2,482,004	2,996	2,479,008
		500,000	498,890	1,110	497,780
3. 予備費	1. 事業推進費	500,000	498,890	1,110	497,780
		0	0	0	0
	1. 予備費	0	0	0	0
歳入合計		3,609,000	3,602,500	6,500	3,596,000

平成 14 年度西伯町・会見町合併協議会会計歳入歳出決算事項別明細書

歳入

(単位：円)

款 項 目			予算現額					調定額	収入済額	収入未済額	備考		
			当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	計	節						
款	項	目					区分	金額					
1			負担金	9,000,000	5,392,000	0	3,608,000		3,608,000	3,602,498	3,602,498	0	
	1	1	負担金	9,000,000	5,392,000	0	3,608,000	1 負担金	3,608,000	3,602,498	3,602,498	0	
2			預金利子	1,000	0	0	1,000		1,000	2	2	0	
	2	1	預金利子	1,000	0	0	1,000	1 預金利子	1,000	2	2	0	
歳入合計				9,001,000	5,392,000	0	3,609,000		3,609,000	3,602,500	3,602,500	0	

平成 14 年度西伯町・会見町合併協議会会計歳入歳出決算事項別明細書

歳出

(単位:円)

款項目			予算現額					支払済額	不用額	備考		
			当初予算額	補正予算額	予算費支出 及び流用増	計	節					
款	項	目					区分	金額				
1	1	1	会議費	1,718,000	1,094,000	0	624,000		624,000	621,606	2,394	
			会議費	1,718,000	1,094,000	0	624,000	1 報酬	195,000	194,400	600	
								8 報償費	8,000	7,087	913	
								9 旅費	36,011	35,200	811	需要費へ流用 18,989
								11 需用費	209,989	209,989	0	旅費から流用 18,989
								13 委託費	175,000	174,930	70	
1	2	1	事務費	3,825,000	1,340,000	0	2,485,000		2,485,000	2,482,004	2,996	
			事務費	3,825,000	1,340,000	0	2,485,000	9 旅費	18,000	17,300	700	
								11 需要費	416,000	415,417	583	
								12 役務費	79,000	78,072	928	
								13 委託費	0	0	0	
								14 使用料及び 賃借料	74,000	73,500	500	
2	1	1	事業推進費	3,234,000	2,734,000	0	500,000		500,000	498,890	1,110	
			事業推進費	3,234,000	2,734,000	0	500,000	11 需要費	121,000	120,050	950	
								13 委託費	357,000	357,000	0	
								14 使用料及び 賃借料	22,000	21,840	160	
3	1	3	予備費	224,000	224,000	0	0		0	0	0	
			予備費	224,000	224,000	0	0	1 予備費	0	0	0	0
歳出合計			9,001,000	5,392,000	0	3,609,000		3,609,000	3,602,500	6,500		

平成 15 年 5 月 6 日

西伯町・会見町合併協議会
会 長 坂 本 昭 文 様

西伯町・会見町合併協議会
監査委員 北 尾 翯
同 赤 井 繁 美

平成 14 年度西伯町・会見町合併協議会歳入歳出決算について

西伯町・会見町合併協議会財務規程第 8 条に基づき、平成 15 年 5 月 6 日平成 14 年度西伯町・会見町合併協議会歳入歳出決算、証書類及び付属資料について審査の結果は、別紙のとおりでした。

監 査 報 告

西伯町・会見町合併協議会財務規程第8条に基づき、平成15年5月6日平成14年度西伯町・会見町合併協議会歳入歳出決算、証書類及び付属資料について審査の結果、歳入歳出決算は計数に誤りは認められず、証憑書類と合致し、予算は適正に執行されていることを認めた。

平成15年5月6日

西伯町・会見町合併協議会
監査委員 北 尾 翫

同 赤 井 繁 美

議案 第3号

新町の事務所の位置について

新町の事務所の位置について、次のとおり決定する。

平成15年5月19日提出

西伯町・会見町合併協議会

会長 坂本 昭 文

位置の決定に当たっては、（新庁舎を建設する。・現有庁舎を活用する。）こととする。

庁舎管理費の推計

1 新庁舎における経費の推定

区 分	推定経費(千円)	摘 要
賃借料	0	全用地買収を想定
光熱水費計	9,245	岩美町の実績を面積比で修正
業務委託	清掃等	1,930 窓ふき、ワックスなど技術の必要なもののみ委託、西伯町の2倍を想定
	保守点検等	5,925 現行と同様の建築基準である岩美町程度を想定
	汚水処理関係	329 150人、水道使用量2400トン/年、会見町:292千円、西伯町:329千円の内、高額の想定
	昇降機保守	1,034 用地の高効率利用の観点から、3階建てを想定、岩美町程度
	小計	9,218
庁舎管理費計	18,463	
庁舎管理費計	18,500	万円以下切り上げ

2 現庁舎の経費の実績

(単位:円)

区 分	西伯町	会見町	計	岩美町	差し引き	
賃借料	593,887		593,887		593,887	
光熱水費計	4,354,322	3,940,285	8,294,607	8,181,671	112,936	
業務委託	清掃等	964,864	2,441,546	3,406,410	4,725,000	1,318,590
	保守点検等	1,786,435	2,344,530	4,130,965	5,924,600	1,793,635
	汚水処理関係	3,041,482	130,410	3,171,892	766,500	2,405,392
	昇降機保守			0	1,033,200	1,033,200
	小計	5,792,781	4,916,486	10,709,267	12,449,300	1,740,033
庁舎管理費計	10,740,990	8,856,771	19,597,761	20,630,971	1,033,210	

(注)平成13年度決算額による。

(参考)各庁舎の諸元

区 分	西伯町	会見町	計	岩美町	新庁舎	
概要	建築面積(m ²)	2,540.11	2,144.69	4,684.80	4,534.65	5,152.21
要	水道	町水道	町水道		町水道	町水道
	下水道	合併浄化槽(190人)	農村集落排水		合併浄化槽(320人)	公共下水又は農村集落配水(150人)
	冷・暖房	重油炊きHP	灯油炊きHP		灯油炊きHP	灯油炊きHP
	庁舎清掃	一部(ワックス等)委託	全部委託		全部委託	一部委託
	昇降機	なし	なし		1機	1機

(参考)新町の事務所の位置に関して決定された事項(第3回協議会:3月4日)

- 1 新町の事務所の位置は、平成15年7月までに決定することとする。

- 2 事務所の位置決定に当たっては、次の観点から総合的に検討することとする。
 - (1) 住民サービスを低下させないこと。
 - (2) 業務効率を低下させないこと。
 - (3) 新事務所への業務移管に著しい費用を伴わない方法とすること

- 3 事務所の位置決定に当たっては、次の要素を総合的に検討することとする。
 - (1) 両町が現在保有している庁舎の現況(室数、床面積、駐車場など)
 - (2) 交通事情(道路現況、バス路線など)
 - (3) 主要公共施設(郵便局、病院、老人ホームなど)
 - (4) 公共的団体の施設等(JA、社会福祉協議会など)
 - (5) 地理的条件(移動距離・所用時間、産業集積、河川など)
 - (6) 人口現況(集落・自治会単位ごとの人口、世帯数など)
 - (7) その他の周辺施設(観光施設、大型小売店など)

議案 第4号

慣行の取り扱いについて

新町における慣行の取り扱いについては、別紙のとおりとする。

平成 15 年 5 月 1 9 日提出

西伯町・会見町合併協議会

会 長 坂 本 昭 文

2 町の施策の調整方針について（総務企画部会 慣行の取扱いについて）

項 目	西伯町	会見町	課 題	調 製 方 針
町章 (担当課) (根拠法令)	西伯町町章 昭和31年10月30日制定 総務課	会見町町章 昭和30年7月13日制定 総務課 会見町章規則		新町において調整する。
町民憲章 (担当課) (根拠法令)	西伯町民憲章制定委員会規約 西伯町民憲章 昭和51年1月1日制定 わたしたちは、美しい自然と豊かな伝統に恵まれています。先人の残した、自然と文化を大切に受け継ぎ、平和で、住みよい町を築くため、ここに町民憲章を定めました。私たちは、みんなの幸せを願いこの憲章の実現に努めましょう。 1 自然を愛し、花と緑のある美しい町を育てましょう。 1 環境を整え、文化の豊かな町を築きましょう。 1 人を敬い、礼儀と秩序のある待ちにしましょう。 1 和を尊び、健康で明るい家庭をつくりましょう。 1 心身を鍛え、教養を高め実行力のある人になりましょう	会見町民憲章 昭和50年11月4日制定 わたしたちは、明るく住みよい町をつくるために、この憲章を定めます。 1 なにごとにも進んで取り組み 自分の行いには、責任をもちます。 1 心とからだの健康に留意し 生涯、研修につとめます。 1 礼儀と感謝の心を忘れず 明るい社会と楽しい家庭をつくります。 1 あたたかい心で、相手の立場を理解し互いにゆずり合い、助け合います。 1 ふるさとに誇りを持ち 住みよい、文化の町を育てます。		新町において調整する。
町の花、花等 (担当課) (根拠法令)	町の花 さくら 昭和45年4月1日制定 総務課	町の花 梅 昭和50年11月4日制定 総務課		新町において調整する。
シンボルマーク (担当課) (根拠法令)	平成7年10月制定 総務課	総務課		新町において調整する。

項目	西伯町	会見町	課題	調製方針
マスコットキャラクター (担当課) (根拠法令)		フーちゃん、ユークン		新町において調整する。
町歌 (担当課) (根拠法令)	西伯町歌 昭和59年7月3日制定 総務課	会見町民歌「ふるさとはみどり」 平成7年10月29日制定 総務課		新町において調整する。
音頭など (担当課) (根拠法令)	西伯音頭 昭和59年7月3日制定 西伯音頭体操 昭和59年7月3日制定 総務課	会見音頭 平成7年10月29日制定 会見町発足記念歌 制定日不詳 (その他) 柿色の里 こしき野慕情 総務課		新町において調整する。
宣言 (担当課) (根拠法令)	非核平和 昭和59年6月18日 人権尊重 昭和63年.9月.28日 ゆとり創造 平成2年3月19日 環境 平成4年12月25日 米輸入自由化反対 平成4年12月25日 総務課	非核平和 昭和62年9月28日 人権尊重 昭和63年.12月.21日 交通安全 昭和42年3月14日 総務課		新町において調整する。
名誉町民制度 (担当課) (根拠法令)	西伯町名誉町民条例(平成8年3月26日) 西伯町名誉町民選考審議会規則 (参考)現在の名誉町民 故 板 祐生 氏 故 磯田俊二 氏 総務課	なし	現在の名誉町民の取扱い	制度については、新町において調整する。 現在の名誉町民の取扱いについては、新町においても引き続き顕彰する

項 目	西伯町	会見町	課 題	調 製 方 針
表彰 (担当課) (根拠法令)	西伯町表彰条例(平成7年8月22日) 特別功労表彰 功労表彰 善行表彰 西伯町表彰規則	会見町表彰条例(平成7年10月6日) 特別功労表彰 功労表彰 善行表彰 会見町感謝状贈呈要綱		新町において調整する。
	総務課	総務課		
町制記念式典 (担当課) (根拠法令)	5年周期、10年周期(表彰式を兼ねる)	10年周期		新町において調整する
	総務課	総務課		

提案事項 第1号

議会の事務の取り扱いについて

新町における議会の事務の取り扱いについては、別紙のとおりとする。

平成 15 年 5 月 1 9 日提案

西伯町・会見町合併協議会

会 長 坂 本 昭 文

2町の施策の調整方針について(議会部会)

NO.1

項 目	現 況				課 題	調 整 方 針				
	西 伯 町		会 見 町							
議員定数 (根拠法令)	定数 16人 (定数条例)		定数 12人 (定数条例)		議員定数の扱い	新町の定数は、16人とする。				
議員任期	任期 H15.4.29		任期 H15. 5.9		議員任期の統一	合併特例を適用しない (新町発足の日に全議員が失職する。新町の議会議員の任期は、設置選挙の日から起算する。)				
議員報酬	議長 304,000円	副議長 226,000円	議長 304,000円	副議長 226,000円		両町の例による。				
	常任、議運委員長 218,000円	議員 212,000円	常任、議運委員長 218,000円	議員 212,000円						
費用弁償	鉄道賃	一般職員の例による		一般職員の例による			両町の例による。			
	船賃	"		"			"			
	航空賃	実費		"			"			
	車賃	37円(※1人当たり)		37円(※1人当たり)			"			
	日当(1日)	2,600円		2,200円		金額の統一	会見町の例による。			
	支給基準	30% 以下超	支給する	30% 以下超	公用車		支給する	支給基準の統一	西伯町の例による	
					4時間超	4時間以内				
		30% 以下以内	支給しない	30% 以下以内	1/2支給	支給しない	4時間超 1/2支給			4時間以内 支給しない
	宿泊料(県外)	13,100円		10,900円		金額の統一	会見町の例による。			
"(県内)	11,800円		9,800円		"	"				
食卓料(1夜)	支給しない		支給しない			両町の例による。				
議員期末手当 (根拠法令)	(議員報酬及び費用弁償等に関する条例)		(議員報酬及び費用弁償等に関する条例)			両町の制度を継続する				
	6月支給率 170%	12月支給率 180%	6月支給率 170%	12月支給率 180%						
	割増率 120%		割増率 120%							
議会運営委員会	定数 6人 任期 2年		定数 5人 任期 2年		議会運営委員会定数の扱い	西伯町の例による				
常任委員会	総務常任委員会 8人	民生常任委員会 5人	総務常任委員会 4人	経済常任委員会 4人	常任委員会名称及び定数の扱い	委員数は、西伯町の例による 名称は、総務常任委員会及び民生常任委員会 経済常任委員会とする。 (所掌事項比較表を添付)				
	経済、建設常任委員会 5人	任期 2年	厚生常任委員会 4人	任期 2年						
(根拠法令)	(委員会条例)		(委員会条例)							
(担当課)	議会事務局(寄田)		議会事務局(武田)							

2町の施策の調整方針について(議会部会)

NO.2

項 目	現 況		課 題	調 整
	西 伯 町	会 見 町		
特別委員会	広報調査 8人 病院調査 7人 合併調査 16人	合併等調査 12人		新町において調整する
議会広報	発行回数 4回 編集体制 議員のみ	発行回数 4回 編集体制 議会と事務局		西伯町の例による
議会会議録	全文記録(テープ) 業者委託	全文記録(テープ) 業者委託		両町の制度継続する
公印	議会の印 議会議長印 議会副議長印 議会常任委員会委員長印 議会特別委員会委員長印 議会事務局長印 (根拠法令) (議会公印規程)	議会の印 議会議長印 議会副議長印 議会常任委員長の印 議会特別委員長の印 議会事務局長印 議会常任副委員長の印 議会特別副委員長の印 (議会公印規程)		西伯町の例による (議運委員長印追加)
監査委員報酬	議員選出 5,600円 識見を有する者 7,200円	議員選出 5,600円 識見を有する者 7,200円		両町の制度を継続する
議会職員定数条例	5人 (専任 2人 兼任 3人)	1人 (専任 1人 兼任 5人)	事務局体制及び所在	合併時までには調整する
	(担当課) 議会事務局(寄田) (根拠法令)	議会事務局(武田)		

提案事項 第2号

地籍調査事務の取り扱いについて

新町における地籍調査事務の取り扱いについては、別紙のとおりとする。

平成 15 年 5 月 1 9 日提案

西伯町・会見町合併協議会

会 長 坂 本 昭 文

2 町の施策の調整方針について (総務企画部会・地籍調査業務)

項目	現 況		課 題	調整方針
	西 伯 町	会 見 町		
町地籍調査推進協議会	委員 人数・・・10名以内 構成・・・町議会議員(2) 農業委員(1) 区長協議会支部長(6) 学識経験者(1) ()内は現員 任期・・・2年 報酬 委員長 5,600円 委員 5,400円	委員 人数・・・8名以内 構成・・・町議会議員(2) 農業委員(2) 区長協議会(2) 学識経験者(2) ()内は現員 任期・・・2年 報酬 委員 5,200円	委員数、報酬単価が違う	新町において調整する
(担当課)	地籍調査室(加納)	地籍調査室(岩田)		
(根拠法令)	西伯町地籍調査推進協議会の設置等に関する規則	会見町地籍調査推進協議会の設置等に関する規則		
地籍調査事業	概要(H14度末 予定) 町全体面積 83.08km ² 調査対象面積 80.54km ² 既調査面積 6.82km ² 内 地籍調査 6.71km ² 19条5項 0.11km ² 管理システム 両備システム(H11購入) 町民生活課で稼動中 数値情報化データ入力中 筆界杭の支給 無料 担当職員 正職員 3名	概要(H14度末 予定) 町全体面積 30.95km ² 調査対象面積 30.77km ² 既調査面積 3.91km ² 内 地籍調査 3.79km ² 19条5項 0.12km ² 管理システム 国土情報開発システム (H12リース) 地籍調査室で稼動中 数値情報化データ入力中 筆界杭の支給 無料(高品質杭の場合個人負担あり) 担当職員 正職員 2名	新規調査区域 一筆地調査の外注化 システムが違う 一部負担の取扱い	新町において調整する 新町において調整する 新町の電算システムに統合する。 両町の取扱いを継続する。
(担当課)	地籍調査室(加納)	地籍調査室(岩田)		
(根拠法令)	国土調査法	国土調査法		
地籍調査推進委員	調査区域から選出 任期 調査地区完了まで 6,320/円	調査区域から選出 任期 調査地区完了まで 6,320/円		両町の取扱いを継続する。
(担当課)	地籍調査室(加納)	地籍調査室(岩田)		
根拠法令)				

2 町の施策の調整方針について (総務企画部会・地籍調査業務)

項目	現 況		課 題	調整方針
	西 伯 町	会 見 町		
確認事項 (担当課) 根拠法令)	調査区域の選定 時 期：翌年度計画を9月中に決定 基本方針：町の北側から南側へ順次進行 地籍調査室(加納)	調査区域の選定 時 期：翌年度計画を9月中に決定 基本方針：町の北東側から時計回りに順次進行 地籍調査室(岩田)	選定方針の相違の取扱い	新町においても、従来の両町の取扱いを継続する。

新町の名称の決定方法について

新町の名称は、次の要領により決定する。

平成 15 年 5 月 1 9 日提出

西伯町・会見町合併協議会

会 長 坂 本 昭 文

1 候補の選定について

名称の候補は、次の通り選定する。

(1) 第1次選定

候補数・・・おおむね40とする。

時期・・・第6回協議会(6月5日(木))

選定方法

ア 募集基準に合わないものは除外する。

イ 応募人数の多いもの上位20位までは、候補として選定する。

ウ イで選定したものを除く候補の中から、各委員(鳥取県職員である者を除く。以下同じ。)が推薦するもの3つまでを全て候補として選定する。

なお、推薦は3候補連記式・無記名の書面により行う。

(2) 第2次選定

候補数・・・おおむね20とする。

時期・・・第8回協議会(8月開催予定)

選定方法

ア 各委員から、候補に対する意見及び町民等からの意見聴取の結果を報告する。

イ 事務局から、事務局に寄せられた意見の状況を報告する。

ウ ア及びイを参考として、各委員が2候補連記方式・無記名による投票を行う。

エ ウの投票により上位20位までを候補として選定する。

オ エにより選定された候補数が20に達しないときは、単記方式・無記名の投票を行い、候補数が20に達するまで上位から選定する。

(3) 第3次選定

候補数・・・**5**とする。

時期・・・第10回協議会(10月開催予定)

選定方法

ア 第2次選定によって選定された候補について、両町民を対象とするアンケートを実施する。

イ 各委員から、それぞれの意見聴取の結果を報告する。

ウ ア及びイを参考として、各委員が**単記方式・無記名**による投票を行う。

エ ウの投票により上位5位までを候補として選定する。

2 名称の決定

時期・・・第12回協議会(12月開催予定)

決定方法

第3次選定によって選定された候補について、協議会で協議の上決定する。

3 留意事項

(1) 応募者の氏名等の非公開

名称が決定されるまでの間、応募者の氏名、住所等応募者に関する個人情報は一切公開しないこととする。

(2) 審議等を非公開とできること及びその手続きの確認

名称の決定に関わる一連の手続きは、西伯町・会見町合併協議会会議運営規程第2条ただし書きの規定により、非公開とすることができるものである。

4 名称の候補に対する意見聴取等

(1) 委員の役割

各委員は、選定された名称の候補につき、任意に町民等の意見を聴き、その結果を協議会において報告するものとする。

(2) 事務局の役割

事務局は、名称の候補を両町民に広報するとともに、意見等が寄せられた際は、その内容を協議会において報告するものとする。

新町の名称の応募状況について

5月9日現在の新町の名称の応募状況は別紙のとおりである。
なお、新町の名称募集の広報は次のとおりである。

平成15年5月19日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

1 チラシの全戸配布

協議会だより第2号に折り込み配布

配布日

西伯町・・・4月 8日(火) 区長便

会見町・・・3月28日(金) 区長便

2 チラシの配置

(1) 3月28日(金)から、西伯町企画政策課、会見町総務課に配置。

なお、4月上旬に応募箱を設置した。

(2) 4月15日(火)から、次の場所へ応募箱とともに設置

西伯町 総合福祉センターしあわせ、中央公民館、西伯小学校、法勝寺中学校

会見町 総合福祉センターいこい荘、会見小学校、会見第二小学校、南部中学校

とっとり花回廊

小・中学校は、全児童・生徒へ配布

3 協議会だより号外(4号、5号)の全戸配布

片面に募集チラシを刷り込み、区長便により、次のとおり全戸に配布した。

配布日

西伯町・・・4月18日(金)、5月9日(金)

会見町・・・4月25日(金)、5月9日(金)

4 合併協議会ホームページ

3月28日(金)に、ホームページ内に応募用のフォーマットを設定。

5 防災行政無線による呼びかけ

募集開始時期及び募集期間の半ばに防災行政無線により応募を呼びかけた。

西伯町 4月11日(金)、12日(土)、13日(日)、28日(月)、29日(火)
30日(水)

会見町 4月3日(木)、4日(金)、7日(月)、28日(月)、29日(火)
30日(水)

6 各報道機関の協力(事務局の調べによる)

- ・ 日本海新聞・・・・・・・・・・4月3日(木)
- ・ 朝日新聞・・・・・・・・・・4月3日(木)
- ・ 山陰中央新報・・・・・・・・・・4月4日(金)
- ・ 読売新聞・・・・・・・・・・4月9日(水)
- ・ 毎日新聞・・・・・・・・・・5月1日(木)
- ・ 日本放送協会(鳥取放送局)・・4月17日(木)

7 今後の予定

(1) 防災行政無線による呼びかけ

5月第4週及び第5週に最後の呼びかけを行う。

(2) 今協議会の概要を伝える協議会だより号外に募集チラシを刷り込む。

(別紙)

新町の名称応募状況

1 応募者の状況

区 分		総 数
応募者数		318
地域別	西伯町	281
	会見町	23
	その 他	5
	の 県内	9
	の 県外	-
資格別	お住まいの方	304
	出身者	9
	事業所等のある方	-
	勤務の方	5

法勝寺中学関係者(生徒等)208名含む。

2 応募名称の種類・・・226種類